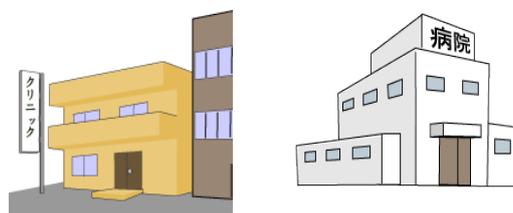


# 平成25年10月11日に発生した福岡市診療所火災を受け 病院、診療所等における消防用設備等の 設置義務が強化されます！

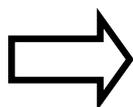
病院、診療所又は助産所が属する消防法施行令別表第1(6)項イのグループに対し、消防用設備等による防火対策を講じるため、特定の診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科など)の有無、病床の有無やその種別等を踏まえ、(6)項イのグループが(1)から(4)までに細分化されます。



改正前

改正後

項	用途
(6)項イ	病院、診療所又は助産所



項	用途
(6)項イ	(1) 特に防火対策の必要性の高い病院 ※1
	(2) 特に防火対策の必要性の高い有床診療所 ※2
	(3) (1)及び(2)以外の病院、有床診療所又は有床助産所
	(4) 無床診療所又は無床助産所

※1 診療科名中に、特定診療科名(内科・整形外科・リハビリテーション科その他総務省令で定めるもの。)を有するもの

※2 ※1の診療科名を有し、4人以上の患者を入院させるための施設を有するもの

次に挙げる消防用設備等の設置義務が強化されます。

- 消火器具
- スプリンクラー設備
- 自動火災報知設備
- 消防機関へ通報する火災報知設備

## 消火器具

病院、有床診療所及び有床助産所は、延べ面積にかかわらず、設置が義務付けられます。  
(施行前：150㎡以上)



## スプリンクラー設備

・避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院には、原則として延べ面積にかかわらず、設置が義務付けられます。(施行前：病院3,000㎡以上、診療所6,000㎡以上)

3,000㎡未満の有床診療所・病院について、次に該当するものはスプリンクラー設備の設置義務対象外となります。

・患者が避難困難でないと考えられる13診療科のみのもの

(産科・婦人科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・歯科・肛門外科・泌尿器科・小児科・

乳腺外科・形成外科・美容外科)

・延焼を抑制する施設構造を持つもの

(火災時に炎や煙を出さない壁・床で囲む防火区画を設定し、内装を燃えにくい材料(石膏ボード等)で仕上げ、容易に避難できる開口部を設けているもの。)

・夜間においても相当程度の患者の見守り体制(13床当たり職員1名)がある病院

・精神病床、感染症病床、結核病床のみの病院

・3床以下であるなど入院実態がほとんどない有床診療所



## 自動火災報知設備

病院、有床診療所及び有床助産所は、面積にかかわらず、設置が義務付けられます。

(施行前：300㎡以上)



## 消防機関へ通報する火災報知設備

・病院、有床診療所及び有床助産所は、延べ面積にかかわらず、設置が義務付けられます。(施行前：500㎡以上)

・避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院については自動火災報知設備と連動起動すること。



消防用設備等	施行日	経過措置
消火器	平成28年4月1日	なし
スプリンクラー設備	平成28年4月1日	平成37年6月30日まで
自動火災報知設備	平成27年4月1日	平成30年3月31日まで
消防機関へ通報する火災報知設備	平成28年4月1日	平成31年3月31日まで

詳しくは消防予防課までお問合せください。

電話番号：046-871-4326